

令和2年度第1回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和2年8月3日（月） 午後7時00分～午後8時10分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

(1) 委員 斎藤利之委員 釜義満委員 清水唯史委員 青山ひとみ委員
金野博志委員 池邊照彦委員 今野稔恵委員 平見歩委員
鹿島洋子委員 大山裕美委員

(2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
健康課長
健康課主査
児童青少年係長
子ども家庭支援センター主査
保育・幼稚園係長
施設給付係長
子ども政策担当主査

欠席者の指名

田中一郎委員 新倉南委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て会議について
- 3 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（国基準）及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（国基準）の改正について
- 4 子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて
- 5 その他
- 6 閉会

1 開会

・会長

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第1回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、田中委員、新倉委員から欠席する旨、事務局宛に連絡が来ております。〇〇委員が少し遅れてのご出席との連絡をいただいております。委員の半数以上の出席がされておりますので、本会議は成立しております。

なお、令和2年4月1日付で、荒井友香委員が異動となりました。新たに〇〇委員に加わっていただきました。〇〇委員より一言自己紹介をいただければと思います。〇〇委員、よろしくお願いいたします。

・委員

このたび教育委員会統括指導主事に着任しました〇〇と申します。本委員会にも参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

・会長

それでは、事務局より、本会議での議題内容等について、ご説明をお願いいたします。

・事務局

議題内容等の説明に入る前に、事務局でも4月1日付にて人事異動がございました。子ども家庭部長の坂東正樹が転出し、後任に長澤孝仁が配属となりましたので、紹介させていただきます。

・子ども家庭部長

この4月から子ども家庭部長を拝命いたしました、長澤と申します。宜しくお願いいたします。

・事務局

そのほか、4月1日付けにて施設給付係長に〇〇、子ども家庭支援センター主査に〇〇が配属となりましたのでご報告いたします。

・施設給付係長

施設給付係長の〇〇です。よろしくお願いいたします。

・子ども家庭支援センター主査

子ども家庭支援センター主査の〇〇です。よろしくお願いいたします。

・事務局

それでは、私のほうから本会議での議題内容等に関しまして、ご説明させていただきます。

す。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。本日の議題内容について、ご説明させていただきます。

お手元に配布させていただきました「次第」のとおり、2「東久留米市子ども・子育て会議について」、3「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（国基準）及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（国基準）の改正について、4「子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて」、5「その他」でございます。以上でございます。

なお、本日の会議については、お手元の次第にもございますとおり、午後8時を会議終了時刻と設定しております。こちらは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間について設定したところでございます。

なお、本日ご使用いただくマイクですが、こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症拡大防止対策上、発言が終わりましたら、一旦、事務局の担当にお渡しいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

・会長

ありがとうございます。本日も重要な議題が複数ございます。もとより慎重審議を妨げるものではございませんが、次第にてお示ししているとおり、本日の会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止といった観点から、午後8時を終了としておりますので、改めてご説明申し上げます。

また、事務局におかれましては、今、ご説明いただいたように、コロナ対策の予防ということで、事前に様々対策を取っていただきました。あらためて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

この点を踏まえまして、円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここから会議の本題に入りたいと思います。

事務局に確認いたします。本日、傍聴希望の方はいらっしゃいますか。どうぞお通してください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ソーシャルディスタンスの確保にご協力いただいております。

傍聴者の入室、先着5名とさせていただきます。申しわけございませんがご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

傍聴の方が着席されましたので、事務局から配布資料の確認をお願いします。

なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております傍聴人の遵守事項を留意いただき、議事に批評を加える、また、拍手、その他の方法により可否をあらわさない、騒ぎ立てるなど、議事に妨害をしないことを事項としてお守りいただきますようよろしくお願い申し上げます。

・事務局

それでは、事務局より配布資料について確認をさせていただきます。

今回は、資料2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（令和2年8月3日版）」を事前に送付させていただいております。

本日配布資料は2点となります。

資料1「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（国基準）及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（国基準）の改正について。

資料3「第4期東久留米市子ども・子育て会議委員名簿」でございます。こちらは先ほど自己紹介をいただきました〇〇委員が新たに加わっておりますので配布するものでございます。配布書類の確認につきましては以上です。

・会長

ありがとうございます。事務局から資料等につきましてのご説明がありました。資料の不足等がありましたら挙手にてご発言ください。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

2 東久留米市子ども・子育て会議について

・会長

それでは、次第2「東久留米市子ども・子育て会議について」です。
事務局、よろしく願いいたします。

・事務局

それでは、事務局より、次第2「東久留米市子ども・子育て会議について」、ご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式への対応が求められております。市といたしましても、本日開催している子ども・子育て会議のような対面式の会議開催についても十分な感染症拡大防止対策を講じる必要があるため、ソーシャルディスタンスの確保ですとか、会議時間の短縮など、できる限りの対応に努めております。

つきましては、改めまして、この子ども・子育て会議の位置づけや会議の進め方を確認させていただき、委員の皆様方と共有するとともに、円滑な議事運営にご協力いただくようお願いするものでございます。

まず、お手元、基準がございます。黄色いファイルに同じく黄色の付箋を貼ってありますのでお開きいただければと思います。上のほうを見ていただけると。

そちらを開いていただきますと、東久留米市子ども・子育て会議条例のほうがページにあるかと思えます。よろしいでしょうか。

本会議は、同条例第1条にありますとおり、子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、平成25年8月に設置された合議制の機関でございます。その設置目的は、市長の諮問に応じて、同条例第3条の（1）から（5）に掲げる事項を処理することでございます。これに沿って事務局にて議題を整理し、次第を作成いたしますので、この次第に応じてご議論いただくこととなります。

なお、次第に設定がある議事に関する資料を、委員の皆様からご提出いただく場合には、限られた時間の中で円滑に議事を進行できるよう、委員提出資料を事前送付するために、原則、会議開催の5日前までに事務局にご提示いただきますようお願い申し上げます。

次第にない議事に関する資料の提出や当日になっての資料の提出については、対応いたしかねますのでご承知おきください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受け、東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画の令和2年3月の改定と同年5月の改定については、郵送にて資料を送付し、報告に代えさせていただいたところでございます。皆様のお手元のほうに送らせていただいたところです。

今後におきましても、その案件の内容や新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえ、書面によるご意見の聴取などの手法により対応する必要が生じる可能性がございます。あわせて、会議時間の短縮にもご協力いただきたく、不規則発言は慎んでいただき、会長の総理のもと、指名されてからの簡潔な発言などをお願いいたします。

なお、会の冒頭、当日の会議時間の目安を会長からお伝えいただきますので、これを念頭に置きながら、ほかの委員が発言する機会などもご配慮いただき、自身のご意見を発言いただければと思います。

これらにつきましては、会議運営における基本的なルールでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止といった面から、改めて確認させていただくものでございます。

引き続き、会務を総理される立場となる会長と調整を図りながら、適宜、適切に対応してまいりますのでご承知おきください。

これまでのこの会議では、第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画の答申について委員の皆様非常に長い時間をかけてご議論いただき、最終的には採決により決定いただきました。市では、答申を受け、令和2年2月に正式に計画として策定したところでございます。ご尽力をいただき、大変ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応と合わせ、今回の会議は計画策定後初めての会議となりますので、1つの区切りといった意味合いも含めまして、委員の皆様改めてこの東久留米市子ども・子育て会議の位置づけについてご説明をさせていただきました。

この東久留米市子ども・子育て会議は、合議制の機関として位置づけております。合議制でございますから第4条第1項にありますとおり、本会では市長が任命する委員の方で組織され、子ども・子育て支援に関わる様々な方々にお集まりいただいているところでございます。つきましては、それぞれの委員の考え、ご意見は十分尊重していただきますようお願いいたします。

また、合議制により決定した事項については、東久留米市子ども・子育て会議の結論として尊重していただく必要があるとも考えております。様々な場面で個人的なご意見を述べられるときに、子ども・子育て会議の肩書きを用いられる際は十分ご留意いただき、その旨を会長及び事務局にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございました。続きまして、私のほうから説明をさせていただきます。

事務局からご説明がありましたとおり、令和2年1月の第9回子ども・子育て会議において、採決により答申の取りまとめを行いました。この答申をもとに、市では第2期東久

留米市子ども・子育て支援事業計画を2月に作成したところでございます。皆さんの尽力により1つの大きな役割を果たすことができましたことを改めて御礼申し上げます。これを1つの区切りとして、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、この子ども・子育て会議もこれまでと同じように運営することが難しい状況となっており、会議時間の短縮に努めることは当然ですが、時には書面による意見聴取といった対応も必要となることが想定されます。そういったとき適切な対応ができるよう、ここで東久留米市子ども・子育て会議の役割について改めて確認させていただいたところでございます。

会長である私はこの会議を代表し会務を総理する立場でございますので、その立場から申し上げますが、この東久留米市子ども・子育て会議においては、市長の諮問に応じて条例に定められた内容について合議制の機関として委員の皆様には様々な条件が許す限り時間をかけてご議論をいただいていると自負しております。

また、委員の皆様におかれましても、大変お忙しい中、様々な議論に真摯に向き合っていただきましたことをあらためて感謝申し上げます。

しかしながら、令和2年6月の東久留米市市議会第2回定例会に、「量の見込み」の算定作業の検証を求める請願が子ども・子育て会議委員として、〇〇委員、それから、〇〇委員より提出されたところでございます。

今、事務局のほうから配られておりますお手元の配布資料をごらんください。

こちらが令和2年第2回東久留米市市議会定例会に提出された請願でございます。表題は「量の見込み」の算定作業の検証を求める請願として、その内容は、第2期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みとその補正が適切だったかについて、検討にかかわった資料を公表し、検証することとされています。

なお、子ども・子育て会議委員として請願されることについて、会務を総理している私としてはあずかり知らずのものでございました。

これらの請願につきましては、令和2年第2回市議会定例会にて審議され、不採択と決したところでございます。これは、二元代表制の一端を担う市議会から市長に再検証を求める必要がないとの見解が示されたものと理解しております。子ども・子育て会議を総理する私の立場としては、委員からの請願が出されたことは誠に遺憾ではございますが、結果として安堵したところでございます。

こうした経緯につきまして、この会議体としてもご承知おきしたほうがよからうというふうに考えまして、この場に報告をさせていただいたところでございます。

最後に、また、この子ども・子育て会議としても、引き続き、第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画に沿って子育て支援策が進められるよう見守っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

3 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（国基準）及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（国基準）の改正について

・会長

それでは、次に、次第3「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（国基準）及び「家庭的保育事業等の設備及

び運営に関する基準」（国基準）の改正についてです。

事務局よりご説明お願いいたします。

・事務局

それでは、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（国基準）及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（国基準）の改正についてご説明をさせていただきます。

主な改正点といたしましては、小規模保育事業などにつける連携施設の確保義務のうち、卒園後の受け皿の確保にかかる部分についてでございます。

従来の基準では、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同法の規定を適用しないこととすることができるとしており、この場合においては、児童福祉法第59条第1項に規定する施設と申しまして、こちらについて、簡単にまとめて申し上げますと認可外保育施設を指すとご理解いただければ差しつかえないかと存じます。それらのうち、市町村長が適当と認めるものを連携等を行うものとして適切に確保する必要がございました。このことにつきまして、市町村長が利用調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置などを講じている場合には、特定地域型保育事業者はこの児童福祉法第59条第1項、認可外保育施設のうち、市町村が適当と認めるものを連携協力を行うものとして適切に確保を必要とするとしていた規定から除かれることとなりました。利用調整を何らかの対応をしていれば認可外保育施設をあえて連携施設として提携することがなくなったと、そういったところでございます。

こちらについては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」とほぼ同様の内容となっております。

さらに、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」については、居宅訪問型保育事業に関する条文についても、母子家庭などの乳幼児の保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応などの居宅型保育を提供する必要性が高いと市町村が認めるための要件に加えられるよう改正がなされました。

これらの国基準の改正を受け、国基準に準拠している東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の該当する規定について整備するため、令和2年第3回市議会定例会に上程する予定でございます。

なお、現状では、これらの条例改正によって、市内の特定地域型保育事業が影響を受けることはないものと考えています。どうぞよろしくようお願いいたします。

・会長

ありがとうございました。

〇〇委員がおこしになりましたので、〇〇委員、何か。

・委員

遅くなりまして申しわけございません。

冒頭に配られた市議会の請願なんですけれども、裏を見ていただきたいんですけど、僕と〇〇さんの個人情報そのまま載っているんですよね。これは、こういう用途を想定されて配られていない、住所を提出していないんですけども、これを回収していただけますか。もし必要だったら、消して配布し直してもらえませんか。

・会長

事務局、どうぞ。

・事務局

こちらの資料につきましては、そういったご指摘があらうかと思いましたので、資料番号を振っての事前送付の配布という形ではなくて、参考資料という形で配布をさせていただいたものでございます。終わり次第、回収をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

・委員

今、回収してもらえますか。

・事務局

かしこまりました。

・会長

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

・委員

こういうのはどうして最初に説明されないんですか。回収するつもりがあるんだったら。

・会長

すみません。挙手にて発言をお願いいたします。

・委員

どうして最初に配慮しないんですか。ここに住所が載っているじゃないですか。別に住所を消して配布しても、おっしゃりたいことの趣旨は伝わるわけですよね。人の個人情報をこういうふうに開示することについて、何で軽率に扱っているんですか。

・事務局

この会議において、資料番号を振って資料として配布をした場合につきましては、どうしてもホームページ上とかでも公開する必要がございます。その場合、個人情報といったご指摘を受けると思いましたので、参考資料として配布してございます。

ご指摘がございましたので回収をさせていただきます。そういったところでございます。

・委員

つまり、ここに個人情報が載っている。この場でこの配布の仕方について個人情報を載せることについては妥当と考えていらっしゃるんですね。

・事務局

妥当か妥当でないかと申し上げれば、この中では、会議の資料となっておりますので問題は無いものと考えています。

・委員

だったら、誰が、これを公開…、後ろにも配られているわけですよね。傍聴者の方にも。

・会長

傍聴の方には配られておりません。

・委員

〇〇さんはどう思われるんですか。ここに個人情報が載っていることについて。事前に会長だったら、こういうのをなくしたほうがいいんじゃないかという話をなされているんですか。

・会長

特に問題はないと思っています。

・委員

本当ですか。皆さん、どう思います。これ、僕と〇〇さんの住所が載っているんですよ、ここに。

・事務局

請願なんでしょう。

・委員

請願はもちろん載っていますよ。取りに行けば載っているわけじゃないですか。個人情報って、取りに行っても得られるものと得られないものがあるって、ここは別にいい。何もなくても個人情報が配られる場所なんですか。おかしいですよ、それ。会場の皆さんに聞きたいんですけど。皆さん、逆の立場だとどう思われます。

・会長

ご意見あるときは・・・

・委員

ここで皆さんの住所が。配布資料です。参考資料です。載っていることについてどう思われます。事前に僕になんの確認もないんですよ、これ。皆さん、どう思われますか。逆の立場だったら。

・会長

何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

・委員

すみません。私の個人的な意見ですけど、今、この場で論議するような内容ではないと思います。今日、やることが決まっていて、1時間という時間の中で、先に進めてほしいというのが私の意見です。

・委員

私、当事者なんですよ、〇〇さん。個人情報。

・委員

今、することではないということです。

・委員

同じことが起きるじゃないですか。

・会長

挙手を。

・委員

挙げましたよ。

・会長

すみません。もう一人・・・〇〇さん、お願いします。

・委員

私も〇〇先生と同じ意見で、1時間で今日は会議を終わらせなきゃいけないので、事務局として事前の説明がなかったことはよくなかったかもしれませんが、結果として回収されたことですし、これで終わりにしたらよいかと思います。

・会長

ほかの委員の方、何かございますか。

では、今、委員のほうからもご指摘がございました。〇〇委員からお話がありましたとおり、こちらの資料につきましては、責任をもってしっかりと回収をしていただきたい

というふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局より、次第3の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（国基準）及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（国基準）の改正についてのご説明がございましたが、これに関しまして、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

まず、前提になりますけれども、これまで子ども・子育て会議におきましては、国基準の改正に合わせるための条例改正として理解しておりますし、国基準を重視して対応してきたところがございます。それらの意見を踏まえてご意見をいただければというふうに思いますがいかがでしょうか。もしくは、事務局のほうで何か追加でご説明差し上げたいところとかはございますでしょうか。特にないですか。それでは…はい、どうぞ。

・副会長

どうして連携保育園が進まないかという背景だけをちょっと説明させていただいてもよろしいでしょうか。

自分的には小さな保育園で小さいときは育てる、乳児は育てるという考え方が1つあると思います。それはすごくいいことだと思います。ただ、それに対して認可保育園並びに保育園がなかなか協力できないのはどうしてかというところ、その背景の点的には、やっぱり運営があるんです。運営費の問題があって、連携するためには乳児を減らして幼児を増やさなきゃいけない。そうしないと3歳から受け入れることがなかなか難しいとなると、経営がなかなか、乳児の単価のほうが高いのでなかなか難しいという点と、あともう一つは、保育の内容の連携をどうやって図っていくのかということが一個あります。それぞれ保育園のいいところというのは、最終目的は決まっているんですけど、いろんな道でいけるわけです。保育でも保育指針というのがありますが、これがなかなか大きな箱があるので、それぞれの保育園の特徴があるんです。教育の特徴。そのところで、3歳から受け取るのと0、1、2、ずっと入ってきた一貫教育とどうなんだろう。じゃ、受け取れないかって、そうではないと思うんですが、うちのほうでは連携園さんと研修を一緒にやったりとか、そういう支援体制とかを組めばいいのかなと思うんで、大きな問題として、この2つの背景があるので、枠を開けて連携をしていくというのはなかなか難しいことがありますという背景の説明で、意見的にはすみません。

・会長

ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、何かご意見ございますか。なければ、ちょっと私のほうからお願いがあります。

こういった改正をされたとき、先ほども説明を差し上げましたが、東久留米はこれまで国基準を重視してやってきた背景がありますので、それに対してどうということではないですが、今、事務局のほうから長くご説明をいただきましたけれども、非常に多くの情報が入ってございますので、大変言葉を選ばずに言えば、で、どうなのというようなところが正直ございますので、まず、冒頭に改正があったと、それについて、今の東久留米の体制に大きな影響があるかどうかという大枠のポイントをまず明示していただきたいというふうに思います。その上で、この内容が細かいところにブレイクダウンしていく中で、こ

ういうところにはこういう影響がありますよ、こういうところにはこういう可能性があり
ますよということを各委員の方々がそれぞれのお立場の中でお考えいただければいいの
かなというふうに思います。

先ほども何度も申し上げているように、これまで子ども・子育て会議に関しましては、
いろいろな算定方法も国基準に合わせてやってきているという統一した見解の中で進めて
いるところではございますので、そこについては私としまして特に異論はないんですけ
ども、改正に当たりまして、どのような影響があるのか、大枠のところを最初に述べ
ていただくと、我々委員のほうも、もう少しすんなり内容が入ってくるのかなというふう
に思いますがいかがでしょうか。

・事務局

ご指摘ありがとうございます。説明に当たりまして、最後の最後にそのあたりを持って
きてしまったところでございます。影響がないということ最後に発言したので、次回以
降、説明の仕方というところを若干考えさせていただければと思います。

ご質問のところでございますが、市内の場合ですと、既に全ての特定地域型保育事業は
連携協定を締結しております。また、将来についてですが、今後新たな特定地域型保育事
業が市内に開設されるといたしましても、特定教育・保育施設などの連携について定めた
42条第1項第3項の規定は規定として残ることとなりますので、これに基づいて現状と同
じように連携施設の確保がご協力いただけるかなと、そのように考えているところでござ
います。

したがいまして、東久留米市においては、特に影響ないと、そのように考えているとこ
ろでございます。以上でございます。

・会長

ありがとうございました。委員の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

4 子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて

・会長

続きまして、次第4「子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて」に移
りたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、次第4に入る前に、事務局より、東久留米市子ども・子育て支援事業計画で
すけれども、若干、説明をさせていただきます。資料は特にございませぬ。

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とした東久留米市子ども・子育て支
援事業計画、この事業を第1期計画と呼ばさせていただきますが、本計画は、教育、保育及
び地域子ども・子育て支援事業の現況の利用状況を把握するとともに、利用希望調査とし
てニーズ調査などを行い、これらを踏まえて、教育、保育及び地域子ども・子育て支援事
業の量の見込みを推計し、地域の実情に応じて、事業計画期間内における具体的な目標設

定を行ってまいりました。

そして、毎年度、基本事項の幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設確保方策の進捗状況などの実績を中心に、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聞きながら、点検・評価という形で公表してまいりました。

昨年度は、この第1期計画期間の最終年となっております。次第4「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて」は、第1期計画の最終年度の点検・評価ということになります。

お手元に、資料2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（令和2年8月3日版）」をご用意ください。

まず、こちらの資料の概要及び全体に対して説明をさせていただきまして、そのあと、それぞれの事業について、所管のほうから前年度から比べて大きく変更しているものなど説明が必要であろうものについてご説明させていただければと思います。

それでは、点検・評価シートの概要についてご説明をさせていただきます。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートの一例として、利用者支援に関する事業の点検・評価シートをもとにお話をさせていただきます。

5ページのほうを開いていただければと思います。

各事業、所管課において、確保方策、実績、実績の内容、所管課による評価を記載し、第2期子ども・子育て支援事業計画に向けて、次年度以降の方向性を示しております。それぞれ、極力重複しないようにしながら記載をしております。これが点検・評価シートの概要になります。

個別のシートの説明については割愛をさせていただき、担当のほうで特に説明の必要があると思われるところを説明させていただきます。

まず、子育て支援課で所管する事業のうち、実費徴収に係る補足給付を行う事業について、ちょっと取り上げてご説明をさせていただきたいと思います。

20ページをお開きください。実績の内容としては、利用実績が112名ということになっております。平成31年度でございます。平成31年は、10月より施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助が始まったこともありまして、補助対象者が増えたことにより、前年度比110名増となっております。これは、幼児教育・保育の無償化により、大きく数値に変更があったことからご説明をさせていただくところでございます。

平成30年度までは、対象となるのが文房具購入の費用であるとか、そういったところでもございましたので、非常に対象となる方が少なかったところでございますが、幼児教育・保育の無償化の導入によりまして、給食の副食材料費のほうが徴収されることとなりましたので、そちらのところの補助を入れたところで大きく変更があったというところでございます。

こちらについては、子育て支援課のほうで所管する事業のうち、大きな数値の変動があったものですので、特にご説明のほうをさせていただきました。

続きまして、健康課所管の資料についてご説明をさせていただきます。

・事務局

それでは、健康課のほうでシートが2枚となっております。5ページをごらんください。

この中の母子保健型という事業が、妊婦面接といって、妊婦の全数の面接を目指すものでございまして、精神疾患があったりとか、経済的な問題を抱えているなど、ハイリスクの妊婦さんを専門職が面接の中で見出して切れ目のない支援につなげていく、支援の入り口になるものでございます。

ここの数字なんですけれども、去年、この同時期の会議のときに、年度末のところでは60%という数字を報告しております。30年度が初めての事業で、この出し方というものを、このときは年度末で区切ったんですけれども、要するに、本庁のほうで妊娠届を出した方の面接というのが、年度をまたいでそのあとも続けていたわけでございます。773件の妊娠届に対して、年度末のところでは60%だったわけなんですけれども、その後、年度をまたいで面接を実施できた方が60人以上いましたので、最終的には68%というところに届いているということで、そのことをお伝えしております。

31年度、令和元年度のほうはどうだったかといいますと、届け出数が705に対して387、57.3%ということで、年度末のところでは、年度末の比較でいうと3%近く下がってしまっているというのは、新型コロナウイルスの影響を受けているということがございます。やっぱり、接触機会の縮減ということを言われましたので、その点がちょっと反映してしまったということで数字が落ちているということがあります。

このことに関して、そのときこの会議の中で、会長だったと思うんですけれども、本庁のほうの届け出が60%と、面接の実施率が低くなっているのはいかがなものかということでご提案をいただいたのが、オンライン診療なども行われている今の世の中であるから、リモートでのスカイプとかそういうアプリを使った面接というのが考えられないのかというご提案をいただきました。そのとき、この会議の場では議論にならなかったんですけど、戻りましてから東京都に確認しまして、昨年夏の時点では、やっぱり直接面談しないとカウントにはならないということで、これは直接面接するとささやかなプレゼント（育児パッケージ）をさしあげる事業であり、それがお渡しできないということが確認できたので、それは進めなかったわけです。

ところが、ご存じのとおり、このコロナ禍の中で、現状では電話とかで確認ができれば今はいいというふうになっておりますし、もちろん、テレビ電話的なものでも今はいいというふうになっています。この扱いは、このコロナ禍が終われば、終了するのかどうかはちょっとわかりませんが、案外不可逆的なものなのかと思っておりますので、リモートでの面接というのは、健康課のほうで今後の展開として考えているところでございます。

この会議で提案いただいたことを反映していくことになろうかというふうに思いますので、ひとつご報告をさせていただきます。

8ページのこんにちは赤ちゃん事業については、これはそんなに数字は落ちていない。接触削減とか、いろいろありましたけれど、アウトリーチ型の面接をして実施する形ですので、極力、新生児にはお会いするように心がけたということで、1.3ポイントほどしか落とさなかったということでございます。以上です。

・事務局

続きまして、児童青少年課所管の事業についてご説明をさせていただきます。児童青少年課所管の分につきましては、2ページほど説明させていただきますと思います。

まず1点目は、9ページの養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会、その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業についてでございます。

養育支援訪問につきましては、母子保健活動等と連携しながら、育児相談等に取り組んでおりますが、支援を希望する家庭が増加傾向にある中、きめ細かい支援を行ったことから、訪問件数が増加した状況がございます。また、養育支援ヘルパーの派遣数につきましては、一部の世帯を除きまして利用が減少したことから、派遣件数が減少したものでございます。

続きまして、2点目といたしまして、10ページ、地域子育て支援拠点事業についてでございます。

地域子育て支援センターはこぶね館における利用者数が減少している状況がございます。様々な要因により、利用者が減少した状況がございますが、引き続き周知や実施内容を検討いたしまして、利用者の増加につなげていきたいと考えているところでございます。

児童青少年課所管については以上でございます。

・事務局

最後のまとめでございます。

今回の点検・評価シートの作成に当たりまして、次年度以降の方向性欄における新型コロナウイルス感染症の影響をどのように反映させるのか検討いたしましたが、感染者の増減や警戒すべき期間がいつまで続くのかなど、想定することが非常に難しい状況でございます。

いずれにいたしましても、次年度以降の方向性にかかわらず、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても積極的に取り組んでいくということは、次年度以降となる第2期の支援事業計画にも記載があるところでございます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の関係につきましては、国や東京都の指針などを踏まえながら、適宜適切に対応すべき事項として整理をいたしましたので、それぞれのシートへの反映は行っていないことをあらかじめご説明させていただきます。

説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございました。事務局から点検・評価シートについてのご説明を受けたところでございます。この点検・評価シートにつきまして、委員の皆様から何かご意見がございますでしょうか。挙手にてお願いいたします。〇〇委員、なにかございますか。

・委員

ちょっとはこぶね館の利用が少なくなっているというのを、ちょっと私のほうでどうしてかという、10ページです。何か、何となく具体的なことが思い浮かばないんですけど、一個一個、5年を通してやってきてくださっていて、市のほうも通知をとおしているんなことをやってくださっている中で、ニーズとあっていない部分があるのかなとちょっと個人的な感じで考え込んでしまっただけで、とりあえず、この資料に関しては大丈夫です。

すみません。以上です。

・会長

ここで何か数字でこれはどういう数字でしょうかというようなところから。すみません、遅れまして、〇〇委員が到着されましたので、〇〇委員、ありがとうございます。

・委員

遅くなりまして申しわけありませんでした。

・会長

〇〇委員、いかがですか。何かこの数字がちょっとよくわからないとか、そういったことはございますか。

・委員

特にないです。やっぱり私も〇〇委員と同じで、そういうちょっとしたことが、市の中でこういうところで話し合いがなされているのに、ちょっと不思議だなというのは思いました。

・会長

〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

先ほどから皆さんがおっしゃっているはこぶね館さんの減少についてなんですけど、様々な要因とおっしゃったんですが、様々な要因というのは何だろうなというのが気になるところなので、宿題的な要因の1つでもわかっていればご説明いただけるといいなというふうに思ったのと、あと、12ページ、実績の内容のところのDの部分なんですけど、利用の調整がつかない件数ということで110ということで、活動件数とかは増加しているけれども、それによって、やはり調整がつかなかったのかなというふうに想像はするんですが、前年度に比べて2倍以上になっているというところも若干気にはなった部分であります。以上です。

・会長

この点につきまして、担当課からご説明いただけますでしょうか。

・事務局

それでは、はこぶね館についてでございます。

様々な要因について、それぞれどういったことがあるのかといったところでございますが、今、はこぶね館におきましては、例えばコロナウイルス感染症対策のために3月に休館をしたこともございます。

また、こちらにつきましては、施設の広場のほうで11月から12月に空調の工事などもご

ざいまして、広場の利用ができなかったこと、ここにも行っております事業の中で、講師の事情などによりまして事業が中止になった事例など、そういった幾つかの要因が重なりまして、こういった形になったというふうに報告を受けているところでもあります。

また、12ページのほうの利用の調整がつかなかった件数でございます。

全般的な活動依頼件数、また活動件数が増えている中で、なかなか調整がつかなかった件数が生じてしまったというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。この点検・評価シートに関しましては、従来より申し上げているとおり、先ほど事務局のほうからご説明いただいた、委員会で何か提案があったときに様々検討をいただいて実行に移していただくということは、それこそが我々が様々な専門的な立ち位置からご意見を述べるということの、まさに然るところかなというふうに思いますので、それは、引き続きやっていきたいと。

例えば、今のはこぶね館に関しましても、逆に〇〇委員のほうからこういうところがありだめだからこう直したほうがいいんじゃないのというような、逆に前向きなアドバイスとか。何かありますか。はいどうぞ。

・委員

ちょっと具体的な話なんですけど、はこぶね館というのは、お子さんが保育園に入っていない方が、幼稚園に入る前のお子さんが利用されているところで、誕生会をやってくれたり、いろんな行事を講師を呼んでやってくれたんですけど、私、10歳が一番上の子で一番下は4歳なんですけど、3人子どもがいて、一番上のときはすごいお友だちも一緒に行くし、行ったよねという話を同時に聞いていたんですけど、だんだん子どもが下にいけばいくほど、はこぶね館の話が出なくなりました。

なぜかという、事前に予約すると給食は提供してくれるんですけど、でも、それは給食を出します、自分たちで食べてくださいみたいな感じで、自分たちで、お母さんたちがフォローしながら、子どもを見ながら給食をいただいて、お皿も洗って片づけるみたいな、そういうシステムで、それはお母さん同士が仲よくなるにはすごくいい形だと思うんですけども、今の若い人たち、今の新しいママたちは、人づき合いが苦手な飛び込んでいけない。だから、給食もすごく苦痛で、家で食べていても子どもと一緒にいて苦痛なのに、そこでも、ご飯は出してくれるけど、全部自分たちでやらなきゃいけないし、子どものことも気にして、ご飯のことも気にしてっていうことで。

どうしたらいいかって、ちょっとさっきも考えたんですけど、やっぱり孤独に子育てをしているママが多くて、それから、もう少し先生が常設でいてくれたりとか、お母さんたちが来たときには一緒に給食を食べてあげたりとか、でも、はこぶね館の先生も忙しそうなので、すごく声をかけづらくて、そういうところもあって、なかなか足が運ばないというのが現状んじゃないかなと。保育園の現状もあるし、今のママたちの現状もあるし、それがうまくいってなくて利用者数が減っている原因もあるのかなと思いました。

・会長

貴重な意見、ありがとうございます。まさに委員の皆様から、それぞれのお立場の中で、こういった俯瞰したご意見をいただけることがこの委員会の本当の趣旨じゃないかと思っております。

ちょっと私、先ほど話が途中で切れましたが、こういった点検・評価シートをやっていく上においては、経年変化というものをやっぱり見ていかないといけないということもありますので、非常にドラスティックに内容を変えるというのは非常に難しいというふうに思っております。ですので、少しずつ変化させていただいて、言葉でいうのは簡単ですけど、実状に合わせた形でやっていく。

具体的に申し上げますと、今年度に関しては、先ほどお話があった、いわゆるリモートでの相談というものは非常に重要視していかないといけないだろうというふうに思っております。それは、母子の相談だけではなくて、いろいろな視点やいろいろな方策を講じて、そういうアウトリーチできるようなものを積極的に考えていただくということは非常に重要かというふうに思います。一方で、予算もあることですのでなかなか難しいことは承知しておりますが、逆にいつこのコロナが終わるかわからない状況を考えれば、やはり引き続きやっていくということを前提にやってほしいなというふうに思います。

やはり5ページを見ても、平成30年から31年、ご相談件数が1,200件もあがるというのは、やはりお話したい、何か相談したいということのあらわれではないかなというふうに感じるところでございますので、ぜひ、こういった数字の裏にある部分を我々委員とともに汲んでいただいて、次の評価にぜひ検討材料として考えていただければというふうに思います。

今日、初めてお越しいただいてはいるんですけど、〇〇委員、ここまでのところで何かご質問でも結構ですし、感じたことでも結構ですけれども、何か一言いただけますでしょうか。

・委員

本当に初めて参加させていただいたので、東久留米はこのような形で就学前の子どもたちであったりとか、子どもを育てるための体制を整えているんだなというのを純粋に学んでいるところです。すみません。感想です。

・会長

〇〇委員、何か、お越しいただいたばかりでございますが、点検・評価シートに関しましては事前に送付されていたかと思っておりますので、ぜひ一言いただければと思います。

・委員

ありがとうございます。遅くなりましてすみませんでした。

今、皆さんのお話があったと思いますけれども、相談件数、やはり市の地域の方もそうですし、児童相談所もやはりずっと2割ベースで伸びているという状況で、こうやってきめ細かく支援のメニューを整えていただいているというところは本当にありがたいというふうに思っています。

ちょっと少しページの的にずれてしまうかもしれないんですけども、先ほどお話があったかと思いますが、妊産婦のところの健診ですが、97%ぐらいまでフォローはされているというところで、かなり細かくやっただいているというところがあると思いますが、やっぱり、一方で本当にそこから漏れてしまうような深刻なケースというのも依然とあって、パーセントにすると2%って大きな数字ではないんですけども、この母数でいうと15人、20人弱ぐらいの数はあるのかなというふうに思いますので、そこをどういうふうにフォローして、いわゆる新生児訪問とか、そういう形でないにしても、何かしらの形でフォローしていただけるような対応というのを引き続きお願いできればいいかなというふうにも思っています。以上です。

・会長

ありがとうございます。〇〇委員、どうぞ。

・委員

1ページと、あと、17ページでちょっと伺いたいんですけども、確保方策と実績の数字でわかったんですけど、それぞれ待機児童はどのように推移しているんですか。保育園の待機児童と学童の待機児童の問題は解消していないと理解しているんですね。これだけだと実態が見えないので説明していただけますか。

・会長

お願いします。

・事務局

この点検・評価シートにつきましては、特段、これまでも待機児童数については記載をしていないところでございます。確保方策に対して、どれだけ実績を整えるかということで点検・評価シートを作らせていただいているといったところでございます。

・会長

どうぞ。

・委員

僕のリクエストに全然答えてなくて、私も理解した上でお伺いしているんですけども、これを見てよくできましたと書いてありますけれども、実際、待機児童の世帯はいるわけですから、保育園にしても、学童にしても。今までもやっていなかったら、これまでも載せませんという回答ではなくて、実態はどうなんですかということなので、お答えいただけますか。

・会長

事務局、お願いします。

・事務局

待機児童数の推移でございます。平成27年度が111名、平成28年度が92名、平成29年度が67名、平成30年度が38名、平成31年度が28名と減少してきたところでございます。以上でございます。

・会長

ありがとうございました。今の数字、メモが取れましたでしょうか。すみません。もう一度言っていただけますか。平成27年度から。

・事務局

平成27年度が111名、平成28年度が92名、平成29年度が67名、平成30年度が38名、平成31年度が28名でございます。

・会長

ありがとうございます。〇〇委員、よろしいですか。

・委員

確保方策の補正を昨年行っていますよね。前回の子育て会議でも補正の案を〇〇さんが指摘しましたけれども、補正を、10人ぐらい減らして、それで28人の待機児童が出ているわけです。補正の対象は2歳児で、28人のうちほとんどが1歳児と理解していますけれども、確保策を今、振り返って補正をしたことと、この待機児童、1歳児が多く出ているというこの関係についてどのようにお考えでしょうか。

また、委員の皆さんにもお聞きしたいんですけども、確保方策の補正がなされていて、前回、〇〇さんがおっしゃったと確か思いますけれども、待機児童の問題に対してもちゃんとケアされているんですよね、という質問に対して、そうですと回答されていたと思うんです。でも、実際、結果としてはこんなに待機児童が出ていて、繰り返しますけれども、昨年度、確保方策の下方修正が突如行われているわけです。この点について、行政の見解を伺うとともに、皆さんのご意見をお聞かせいただけますか。

・会長

すみません。ちょっと皆さんのご意見を伺う前に、今回のこの議題につきましては、点検・評価シートに対するものでございますので、もし、〇〇委員のほう、この点につきましてご懸念がございましたら、後ほど事務局のほうとお話をさせていただければというふうに思います。

今回の次第につきましては、あくまでも、この点検・評価シートの数字そのものについての皆さんからのご意見を頂戴しているところでございますので、その点だけご理解いただければと思います。

・委員

私たちは確保方策に対して、合議制でこれでいきましょうって承認を取ったわけですよ

ね。それに対して、私たちはどういう振り返りをするんですか。この子育て会議で。〇〇さんに伺いたいんですけども、この数字が出されたら終わりということなんですか。何の責任もないじゃないですか。

・事務局

点検・評価シートにつきましては、平成31年度のを、今、平成32年度、令和2年度になりますけど、行っているところでございます。令和2年度の確保方策の確保実績につきましては、令和3年度の点検・評価シートのときにご議論をいただければというふうに考えております。以上でございます。

・会長

併せて私のほうから再度申し上げますが、今日の議論につきましては、あくまでもこの点検・評価シートについての数字並びに担当課からのご報告をいただいて、皆さんからご意見をいただいているところでございます。これが主たる内容でございますので、今、〇〇委員からのご指摘につきましては、また別の機会にお話する形になるかというふうに思います。

・委員

別の機会っていつですか。

・会長

今、事務局のほうからお話があったとおりでございます。

・委員

いや、あの議題なんでしたっけ。点検・評価シートについてですよね。最初に〇〇さんからお話があったように、この数字について何かご意見や質問がある方はいらっしゃいますかという話ですよね。確保方策に対して、これまでの経緯があってこの数字が決まったわけですよね。その数字を決める際に、私たちがこの数字をこれでいきましょうということ合議制で賛成したわけですよね。

評価シートですよね。評価シートに対して、自分たちが責任を持って出した数字に対して28人という待機児童が出ていて、しかもそのうち、ほとんどが1歳児に集中していて、1歳児って入りにくいですよという話も当然されたわけですよね。なんでその議論がここでされずに、自分たちが決めたことに対して振り返ることもなされないで、別に、事務局が勝手に話してくださいということになるんですか。

・会長

何か委員の方でご意見ございますか。〇〇委員、いかがですか。〇〇委員、どうぞ。

・委員

会長がおっしゃっていることは、この点検・評価シートに対して、この数字を見てどう

思うか、あるいはこの数字はどういうことなんですかという質問をどうぞといったことであって、これによって導き出される確保方策がうまくいっているとか、いっていないとか、待機児童の算定がどうだったかというところに言及するものではないというふうに言っているわけなので、やはり〇〇委員のおっしゃる質問は、質問の意図はわかるんですけども、今日この場で議論する内容ではないんじゃないかというふうに思っているわけです。

・会長

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。そのまま。〇〇委員、いかがですか。

・委員

私も同意見です。

私たちが決めてきたものは、これから評価されるべきことをやってきただけで、これは過去のもので。もちろん同じように評価されていくんですけど、今の段階で振り返れない、これから起きることによって振り返ることができるわけで、現時点で振り返ることはできないと思うんで、先に進みたい。

ほかに質問がしたいんですけど、このまましてよろしいでしょうか。〇〇さん。

・委員

全然よろしくないです。理解していないんで。どうなんですか。数字の意味を確認して終わりなんですか。そうですか。こんなに人数が減りました。

・会長

〇〇委員、大変恐縮ですけども、少し今回の議題の趣旨を間違えていらっしゃる。はっきり言います…

・委員

行政が出した点検・評価シートに対して見解や質問を述べるわけですよ。

・会長

そうです。この内容につきまして…

・委員

そうですよね。これは行政がまとめたチェックリストであって、星取表なわけですよ。所管課による評価。

・会長

すみません。星取表とはどういった…。

・委員

丸かバツか、よくできたか、できなかったという話をするわけですよ。評価はそうい

うことですよ。違いますか。

・会長

評価はいろんな評価の仕方があるわけですがけれども、良い悪いだけで評価できない部分もありますし、この数字に隠された……。

・委員

答えは、提供体制は常に充足していると考えられるわけですよ。でも、待機児童は実際に出ているわけですよ。繰り返しになりますけれども。この確保方策でいきましょうと決めたわけですよ、我々は。同意したわけですよ。

・事務局

よろしいですか。

・会長

はい。どうぞ

・事務局

申しわけございません。繰り返しのご説明となりますが、次第のほうをご覧いただければというふうに思います。

子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについてということで、今回、お配りをしているところでございます。資料2として、東久留米市子ども・子育て支援事業計画点検・評価シート（令和2年8月3日版）として、皆様のお手元にこれが配られている。

そちらのほうの中を見ていただければよろしいかと思えます。

1ページ目のほうを開けてください。1ページ目のほうを見ていただきますと、平成27年度から平成31年度についての評価のほうを記載させていただいているところでございます。本年度については、平成31年度分の振り返りということで皆様からご意見をいただいているところでございます。

今、委員がおっしゃられている令和2年度のところのお話、令和2年度以降の話は本日の議題ではありませんので、そもそも議論すべきものではございません。ご理解ください。

・会長

ということです。

引き続き、ご質問があるということなので。お時間も最後のご質問にさせていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

・委員

すみません。数字ではないんですけどよろしいですか。

11ページの病児保育事業についての次年度以降の方向性の文章についてなんですけども、

現行の事業実施は対応できているという評価をしていて、現状としては横ばいということで今後広げていきたいというような文章なんですけど、この病児保育に限っては、増えていくことを歓迎するような文章というのはどうなんだろうというのがちょっと引っかかって、事業周知をしていくということはいいと思うんですけども、増やしていきたいというような文章は、ちょっとここにはそぐわないのかなというのを感じたもんですから。すみません。

・会長

大変貴重な意見、ありがとうございます。私も障害者が専門でございますので、非常に今のご意見に関しましては納得しているところでございます。

かのように、こういったただ単に数が大きければよかったのかという議論というのは非常に危ういところもあります。ですので、お集まりの委員の皆さんが、こういった挙げられた数値、また、書かれている各担当課からの文言を見ていただいて、今のようなご意見であるとか、また、この数字に隠されている、もしくは背景にあるような事案であるとか、こういったものをそれぞれの専門の立場からご意見いただければというふうに思います。

それでは、冒頭を申し上げましたとおり、本日の会議、コロナ禍の影響もありますので、8時をもって終了とさせていただきますのでございますが、5分過ぎてしまいました。

本日も様々のご意見をいただきまして本当にありがとうございます。つきましては、今後は事務局のほうで今回の資料をもとに作業を進めていただきたいというふうに思います。整い次第、公表していただければというふうに思います。

5 その他

・会長

それでは、次に次第5「その他」報告等、事務局よろしく願いいたします。

・事務局

児童青少年課より、報告させていただきたい案件がございますのでお話をさせていただきます。

6月の議会におきまして、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行いましたことについてご報告させていただきます。

こちらにつきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、規定を整備させていただいたものでございます。

改正の内容といたしましては、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項中の「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加えるというものでございます。

この改正につきましては、これまで放課後児童支援員は都道府県または政令で指定する人口50万人以上の市が行う研修を終了しなければなりませんでした。令和2年度から中核市においても研修を実施できることとなり、中核市を加える省令の改正が行われたことから関連規定を整備したものでございます。

この改正によりまして、中核市の研修を受けた方についても対応ができるようになるも

のでございます。改正の内容は以上でございます。

・会長

ありがとうございます。すみません。初歩的な質問で、中核市というのは東久留米が入っているということによろしいでしょうか。

・事務局

中核市は政令で定められている人口30万人以上の都市でございまして、入ってないです。例えば都内ですと八王子市などが中核市になっておりまして、そういった中核市におきましても、研修のほうが実施できるといった省令改正が行われたものでございます。

・会長

確認でございました。ありがとうございました。

それでは、次に次回の日程調整の確認をお願いしたいと思います。事務局、よろしくお願ひいたします。

・事務局

次回の日程でございますが、現在のところ決定をしておりません。また、皆様のほうに伺いする案件が出ましたならば通知のほうを発送させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

6 閉会

・会長

それでは、これもちまして本日予定しておりました内容は全て終了いたしました。

以上もちまして閉会いたします。

以 上